保存版

保護者様

令和８年１０月２３日

京都市立御所東小学校
校　長　　河原　雅春

台風等に対する非常措置のお知らせ（改訂版）

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都府南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発令された場合、京都市域のいずれかの行政区に震度５弱以上の地震が発生した場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

「暴風警報」

１　登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

２　暴風警報が解除された場合については、以下の措置を取ります。

①　午前7時までに解除	平常どおり授業　　■給食：有
②　午前9時までに解除	3校時から授業　　■給食：有 ＜午前１0時40分授業開始＞
③　午前　１１　時までに解除	5校時から授業　　■給食：無 ＜午後　１時45分授業開始＞
④　午前　１１　時現在警報発令中 （以後解除になっても）	臨　時　休　業

３　在校中に発令された場合は、直ちに休校となり下校することになります。別紙「暴風警報発令時非常時に緊急下校する場合の対応について」に従って対応しますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くこととします。

４　「大雨警報」、「洪水警報」の発令のみでは、自宅待機や臨時休校にはなりません。しかし、気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間継続が見込まれる場合等、臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページおよび「すぐーる」で最新の情報をお知らせします。

「特別警報」

１　登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

２　「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

①　午前0時までに解除	5校時から授業　■給食：無 ＜午後　１時45分授業開始＞
②　午前0時現在、特別警報発令中	臨　時　休　業

３　在校中に発令された場合は、直ちに休校となり下校することになります。別紙「震度５弱以上の地震時や特別警報発令時の対応について」に従って対応しますので、「迎えに来る方」に記入していただいている方にのみ引き渡しをします。

「震度５弱以上の地震」

1　登校前に京都市域のいずれかの行政区に震度５弱以上の地震が発生した場合は、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

2　京都市域のいずれかの行政区に震度５弱以上の地震が発生した次の場合は、以下の措置を取ります。

①　下校後、午前0時までに地震が発生した場合	翌日を臨時休業
②　午前0時以降、登校時間までに地震が発生した場合	当日を臨時休業

3　在校中に地震が発生した場合は、直ちに休校となり下校することになります。別紙「震度５弱以上の地震時や特別警報発令時の対応について」に従って対応しますので、「迎えに来る方」に記入していただいている方にのみ引き渡しをします。

「水害による避難指示が京都御池中ブロックの学区内に発令された場合」

1　京都御池中ブロックは、「水害による避難指示等の発令対象学区」を含んでおります。中学校ブロックの内（14学区）のいずれかの学区に水害の避難指示が発令された場合は、京都御池中学校ブロック内の全校が臨時休校等の措置（休校・授業カット・登校見合せなど）をとることになります。

2　「高齢者等避難」が発令されただけでは、原則休校措置はとりません。ただし、「高齢者等避難」が発令され、避難所開設等の状況によっては休校措置をとる場合があります。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

※ご提出していただきました「非常時に緊急下校する場合の対応について」の**下校先**や「震度５弱以上の地震時や特別警報発令時の対応について」の**「迎えに来る方」に変更があれば**、その都度、担任までご連絡いただきますようお願いいたします。

＊今回、赤字の箇所を改訂いたしております。